

えひめけんしゅわげんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう い し そつう
愛媛県手話言語の普及及び障がい者の特性に応じた意思疎通
しゅだん りょう そくしん かん じょうれい
手段の利用の促進に関する条例

けんみんひとりひとり しょう う む ねんれいとう
県民一人一人が、障がいの有無、年齢等にかかわらず、そ
のい し そうご つた うえ りかい じんかく こせい そんちよう あ
の意思を相互に伝えた上で、理解し、人格と個性を尊重し合
いながら きょうせい ち い きしゃかい じつげん わたし えひめ
共生する地域社会を実現することは、私 たち愛媛
けんみんすべ ねが
県民全ての願いである。

しゅわ おんせいげんご こと ご い およ ぶんぼう たいけい ゆう
手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法の体系を有し、
て ゆびおよ からだ うご ひょうじょう しかくてき ひょうげん
手、指及び体の動きや表情などによって視覚的に表現さ
れるどくじ げんご しょうがいしゃきほんほう げんご
独自の言語であり、障害者基本法においても、言語に
しゅわ ふく めいき いっぽう か こ
手話が含まれることが明記されている。一方で、過去には、
ながねん しゅわ げんご みと げんご
長年にわたり手話が言語として認められず、言語としての
しゅわ まな およ しょう かんきょう じゅうぶん ととの
手話を学び、及び使用する環境が十分に整えられてこな
かったれきし しゅわ げんご けんみん
かった歴史があり、手話が言語であることについての県民の
りかい かなら じゅうぶん
理解が必ずしも十分であるとはいえない。

しゅわ い し そつうしゅだん えんかつ りょう
また、手話をはじめとする意思疎通手段の円滑な利用の
かくほ しょう しゃ ち い きしゃかい かつどう さんか
確保は、障がい者が地域社会における活動に参加するため
か しょう しゃ にちじょうせいかつまた
に欠くことができないものであり、障がい者が日常生活又
しゃかいせいかつ いとな およ さいがい た ひじょう じたい
は社会生活を営み、及び災害その他非常の事態において
てきせつ こうどう
適切に行動することができるようにするために、それぞれの

しょう とくせい おう い し そつうしゅだん かくほ きっきん
障がいの特性に応じた意思疎通手段を確保することが喫緊
かだい
の課題となっている。

このような じょうきょう なか けんみん そうご じんかく こせい そんちょう
状況の中、県民が相互に人格と個性を尊重
あ きょうせい ちいきしゃかい じつげん
し合いながら共生する地域社会を実現するためには、これ
ほんけん と く しょう しゃとう えんかつ りよう
まで本県で取り組まれてきた、障がい者等が円滑に利用で
しせつ せいび そくしん しょう りゆう さべつ かいしょう
きる施設の整備の促進、障がいを理由とする差別の解消の
すいしんおよ しょう しゃ たい ひつよう ごうりてき はいりよ そくしん
推進及び障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の促進に
くわ しゅわ どくじ ご い およ ぶんぼう たいけい ゆう げんご
加えて、手話が独自の語彙及び文法の体系を有する言語で
あることを普及するとともに、しょう しゃ ひつよう
障がい者が、その必要とする
じょうほう しゅしゃせんたく しょう とくせい おう
情報を取捨選択し、かつ、それぞれの障がいの特性に応じ
い し そつうしゅだん もち えんかつ い し そつう おこな
た意思疎通手段を用いて円滑な意思疎通を行うことができ
かんきょうとう せいび ふかけつ
る環境等を整備することが不可欠である。

ここに、しゅわ げんご ふきゅう
手話が言語であることを普及するとともに、それ
しょう とくせい おう い し そつうしゅだん りよう そくしん
ぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を
はか しょう しゃ いよく のうりよく おう かつやく
図ることで、障がい者がその意欲と能力に応じて活躍し、
すべ けんみん しょう う む ねんれいとう そうご
全ての県民が障がいの有無、年齢等にかかわらず相互に
じんかく こせい そんちょう あ きょうせい ちいきしゃかい じつげん
人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現
じょうれい せいいてい
するため、この条例を制定する。

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい しゅわ げんご ふきゅうおよ しょう とくせい
第1条 この条例は、手話言語の普及及び障がいの特性に

おう い し そつうしゅだん りょう そくしん かん きほんりねん さだ
応じた意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定
め、県の責務並びに県民及び事業者の役割について明ら
かにするとともに、手話言語の普及及び障がい者の特性に
おう い し そつうしゅだん りょう そくしん かん しさく きほん
応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策の基本と
なる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ
けいかくてき すいしん しょう しゃ いよく のうりよく おう
計画的に推進し、もって障がい者がその意欲と能力に応
じて活躍し、全ての県民が障がいの有無、年齢等にかか
わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する
ちいきしゃかい じつげん き よ もくてき
地域社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

- (1) しゅわげんご ふきゅう しゅわ げんご ひと ふ
手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普
きゅう
及することをいう。
- (2) しょう しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい
障がい 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害
ふく なんびょう げんいん しょうがい た しんしん きのう
を含む。)、難病を原因とする障害その他の心身の機能
しょうがい
の障害をいう。
- (3) しょう しゃ しょう もの しょう およ
障がい者 障がいがある者であって、障がい及び
しゃかいてきしょうへき しょう もの にちじょうせいかつまた
社会的障壁(障がいがある者にとって日常生活又は
しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい
社会生活を営む上で障壁となるような社会における

じぶつ せいど かんこう かんねん た いっさい
事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。)により
けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う
継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける
じょうたい
状態にあるものをいう。

(4) い し そつうしゅだん しゅわ ようやくひっき てんじ てんやく かくだい
意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、拡大
も じ おんやく ゆびてんじ しょくしゅわ じんこうこうとうはっせい ひつだん だいひつ
文字、音訳、指点字、触手話、人工喉頭発声、筆談、代筆、
だいどく へい い ひょうげん じつぶつまた え ず ていじ じまく じゅうど
代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、字幕、重度
しょうがいしゃよう い し でんたつそうち たしょう しゃ た もの
障害者用意思伝達装置その他障がい者とその他の者の
い し そつう しゅだん
意思疎通の手段をいう。

(5) い し そつうしえんしゃ しゅわつうやく ようやくひっき もう しゃむ
意思疎通支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け
つうやくおよ かいじょ しつごしょうしゃむ い し そつう しえん てんやく
の通訳及び介助、失語症者向けの意思疎通の支援、点訳、
おんやく だいひつまた だいどく おこな もの た しょう しゃ
音訳、代筆又は代読を行う者その他の障がい者とその
た もの い し そつう しえん おこな もの
他の者の意思疎通の支援を行う者をいう。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しゅわげんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう い し
第3条 手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思
そつうしゅだん りょう そくしん すべ けんみん しょう う む
疎通手段の利用の促進は、全ての県民が障がいの有無、
ねんれいとう そうご じんかく こせい そんちょう あ
年齢等にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うこと
じゅうよう にんしき もと おこな
が重要であるという認識の下に行われなければならない
い。

しゅわげんご ふきゅう しゅわ どくじ ご い およ ぶんぼう たいけい
2 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法の体系を
ゆう げんご しょう にちじょうせいかつまた しゃかい
有する言語であり、これを使用して日常生活又は社会

生活^{せいかつ}を 営^いむ者^{もの}によって長年^{ながねん}にわたり受け継^うがれてきたものであるという認識^{にんしき}の下^{もと}に 行^{おこな}われなければならない。

3 障^{しょう}がい^{とくせい}の特性^{おう}に応^いじた意思疎通手段^{しそつうしゅだん}の利用^{りよう}の促進^{そくしん}は、次^{つぎ}に掲^かげる事項^{じこう}を旨^{むね}として 行^{おこな}われなければならない。

(1) 障^{しょう}がい^{しゃ}者が、可能^{かのう}な限り、その障^{しょう}がい^{とくせい}の特性^{おう}に応^いじ必要^{ひつよう}かつ有効^{ゆうこう}な意思疎通手段^{しそつうしゅだん}を選^{せん}択^{たく}する機^き会^{かい}が確保^{かくほ}されるようにすること。

(2) 全^{すべ}ての障^{しょう}がい^{しゃ}者が、その日^{にち}常^{じょう}生活^{せいかつ}又^{また}は社^{しゃ}会^{かい}生活^{せいかつ}を営^いんでいる地^ち域^{いき}にかかわらず、それぞ^{しょう}れの障^{しょう}がい^{とくせい}の特性^{おう}に応^いじた意思疎通手段^{しそつうしゅだん}を利用^{りよう}することにより等^{ひと}しくそれぞ^{ひつよう}れの必要^{じょうほう}とする情^{しゅ}報^{とく}を取^お得^よし、及^りび利用^{りよう}し、並^{なら}びに円^{えん}滑^{かつ}な意思疎通^{いしそつう}を図^{はか}ることができるようにすること。

(3) 障^{しょう}がい^{しゃ}者が取^{しゅ}得^{とく}する情^{じょう}報^{ほう}について、可能^{かのう}な限り、障^{しょう}がい^{しゃ}者^{もの}でない者が取^{しゅ}得^{とく}することができる情^{じょう}報^{ほう}と同一^{どういつ}の内容^{ないよう}の情^{じょう}報^{ほう}を障^{しょう}がい^{しゃ}者^{もの}でない者と同一^{どういつ}の時^じ点^{てん}におい^て取^{しゅ}得^{とく}することができるようにすること。

(4) 情^{じょう}報^{ほう}通^{つう}信^{しん}技^ぎ術^{じゆつ}をはじめとする先^{せん}端^{たん}的^{てき}な技^ぎ術^{じゆつ}の活^{かつ}用^{よう}を促進^{そくしん}し、障^{しょう}がい^{しゃ}者が、可能^{かのう}な限り、その障^{しょう}がい^{とくせい}の特性^{おう}に応^いじた意思疎通手段^{しそつうしゅだん}を利用^{りよう}することによりその必要^{ひつよう}とする情^{じょう}報^{ほう}を取^{しゅ}得^{とく}し、及^りび利用^{りよう}し、並^{なら}びに円^{えん}滑^{かつ}な意思疎通^{いしそつう}を

はか
図ることができるようにすること。

けん せきむ
(県の責務)

だい じょう けん ぜんじょう さだ きほんりねん い か きほんりねん
第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」とい
う。)にのっとり、しゅわげんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう
じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的に
さくてい およ じっし せきむ ゆう
策定し、及び実施する責務を有する。

けん ぜんこう しさく さくてい およ じっし あ
2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、
しちょう じ ぎょうしゃ た かんけいきかん れんけい つと
市町、事業者その他の関係機関との連携に努めるものと
する。

けん だい こう しさく じっし あ しょう しゃ
3 県は、第1項の施策を実施するに当たっては、障がい者、
ほごしゃ た かんけいしゃ いけん き いけん
その保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を
そんちょう つと
尊重するよう努めなければならない。

けんみん やくわり
(県民の役割)

だい じょう けんみん きほんりねん しゅわ どくじ ご い およ
第5条 県民は、基本理念にのっとり、手話が独自の語彙及
ぶんぼう たいけい ゆう げんご なら い し そつう
び文法の体系を有する言語であること並びに意思疎通
しゅだん りかい ふか けん おこな しゅわ
手段についての理解を深めるとともに、県が行う手話
げんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう い し そつうしゅだん
言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の
りょう そくしん かん しさく きょうりよく つと
利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものと
する。

じ ぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じ ぎょうしゃ きほんりねん じぎょうかつどう
第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を

おこな あ しょう しゃ しょう とくせい おう
行うに当たり、障がい者がその障がいの特性に応じた
い し そつうしゅだん りよう ひつよう じょうほう
意思疎通手段を利用することによりその必要とする情報
しゅとく およ りよう なら えんかつ い し そつう はか
を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ること
ができるようにするよう努めるとともに、けん おこな しゅわ
県が行う手話
げんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう い し そつうしゅだん
言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の
りよう そくしん かん し さく きょうりよく つと
利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものと
する。

とどう ふけんしょうがいしゃけいかく かんけい
(都道府県障害者計画との関係)

だい じょう けん しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい
第7条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11

じょうだい こう きてい とどう ふけんしょうがいしゃけいかく さくてい また
条第2項に規定する都道府県障害者計画を策定し、又は
へんこう ばあい とうがいけいかく しゅわげんご ふきゅうおよ しょう
変更する場合には、当該計画に手話言語の普及及び障が
いとくせい おう い し そつうしゅだん りよう そくしん かん
いの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する
きほんてき じこう さだ
基本的な事項を定めるものとする。

けいはつおよ がくしゅうとう きかい かくほう
(啓発及び学習等の機会の確保等)

だい じょう けん しちょう た かんけいきかん れんけい しゅわげんご
第8条 県は、市町その他の関係機関と連携して、手話言語

ふきゅうおよ しょう とくせい おう い し そつうしゅだん りよう
の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の
そくしん かん し さく すいしん かん けんみん りかい ふか
促進に関する施策の推進に関して、県民の理解を深めるよ
うけいはつ つと
う啓発に努めるものとする。

けん しょう しゃ かぞくおよ た けんみん たい
2 県は、障がい者、その家族及びその他の県民に対して、

い し そつうしゅだん がくしゅうまた くんれん きかい かくほおよ
意思疎通手段の学習又は訓練の機会の確保及びその
かんきょう せいび おこな つと
環境の整備を行うよう努めるものとする。

しゅわぶんか ほぞん けいしゅうおよ はってん
(手話文化の保存、継承及び発展)

だい じょう けん しゅわぶんか しゅわ ちいきこゆう しゅわ ふく い か
第9条 県は、手話文化(手話(地域固有の手話を含む。以下
この項において同じ。))及び手話による文学、歌、演劇、
でんとうげいのう えんげい た ぶんかてきしよさん い か おな
伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。)の
ほぞん けいしゅうおよ はってん はか ひつよう しさく こう
保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずる
ものとする。

ぜんこう しさく ぶん かげいじゅつかつどう およ
2 前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエ
ーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図ら
れるようにするためのとりくみ ふく
取組が含まれるものとする。

い し そつうしえんしゃ かくほう
(意思疎通支援者の確保等)

だい じょう けん しょう しゃ じりつ にちじょうせいかつまた しゃかい
第10条 県は、障がい者が自立した日常生活又は社会
生活を営むために必要な分野において、障がい者がそ
しょう とくせい おう い し そつうしゅだん りよう
の障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用することに
よりその必要とするひつよう じょうほう しゅとく およ りよう なら
情報を取得し、及び利用し、並びに
えんかつ い し そつう はか しちよう
円滑な意思疎通を図ることができるようにするため、市町
た かんけいきかん れんけい い し そつうしえんしゃおよ
その他の関係機関と連携して、意思疎通支援者及びその
しどうしゃ かくほ ようせいおよ ししつ こうじょう はか
指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。
そうだんおよ しえん たいせい せいびとう
(相談及び支援の体制の整備等)

第11条 県は、市町その他の関係機関と連携して、障がい
の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する障がい者か
らの相談に応じ、及び障がい者に対しその利用を確保す
るために必要な支援を行うための体制の整備及び拡充
に努めるものとする。

(教育環境の整備のための支援)

第12条 県は、学校教育の分野において、その障がいの
特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする障がい者
の教育環境の整備が図られるよう、市町、意思疎通支援
者、関係団体、事業者その他の関係者と連携して、学校に
対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援
を行うよう努めるものとする。

(情報の提供)

第13条 県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に
取得することができるよう、それぞれの障がいの特性に
応じた意思疎通手段を用いた情報の提供に努めるもの
とする。

(事業者への支援)

第14条 県は、次に掲げる取組を行う事業者に対し、
必要な支援を行うよう努めるものとする。

- (1) その事業活動に係る役務の利用又は商品の購入若しくは使用に際し意思疎通手段の利用を必要とする障がい者が円滑に当該役務の利用又は商品の購入若しくは使用をすることができるようにするための取組
- (2) 意思疎通手段の利用を必要とする障がい者が働きやすい環境を整備するための取組
(意思疎通手段に関する情報の収集等)

第15条 県は、関係団体、事業者その他の関係者と連携して、障がい者によるその障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務に関する情報を収集し、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する県の施策の策定及び実施に当たって活用するとともに、障がい者、その介助を行う者、意思疎通支援者及びその他の県民に対する当該情報の提供、その入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(災害時等における情報の伝達)

第16条 県は、災害その他非常の事態において、障がい者が当該事態に関する情報を迅速かつ確実に取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を行うことができるよう

にするため、その障^{しょう}がい^{とくせい}の特性^{おう}に応じた意思疎通手段^{い し そつうしゅだん}の
利用^{りよう}のための体制^{たいせい}の整備^{せいび}その他の必要^たな施策^{ひつよう}を講ずるも
のとする。

2 県^{けん}は、障^{しょう}がい^{しゃ}者の生命^{せいめい}又は身体^{しんたい}に危険^{きけん}が生^{しょう}じ、又は生
ずるおそれのある状^{じょうきよう}況^{とうがいしよう}において、当該障^{しゃ}がい^{えんかつ}者が円滑^{えんかつ}
な意思疎通^{い し そつう}を確実^{かくじつ}に行^{おこな}うことができるようにするため、
多様^{たよう}な手段^{しゅだん}による緊急^{きんきゅう}の通報^{つうほう}の仕組^{し く}みの整備^{せいび}その他の
必要^{ひつよう}な施策^{し さく}を講ずるものとする。

ざいせいじょう そ ち
(財政上^{ざいせいじょう}の措置^{そ ち})

第17条^{だい} 県^{じょう}は、手話言語^{けん しゅわげんご}の普及^{ふきゅう}及び障^{しょう}がい^{とくせい}の特性^{おう}に応じ
た意思疎通手段^{い し そつうしゅだん}の利用^{りよう}の促進^{そくしん}に関する施策^{かん し さく}を実施^{じっし}するた
め、必要^{ひつよう}な財政上^{ざいせいじょう}の措置^{そ ち}を講ずるよう努^{こう}めるものとし
る。

ふ そく
附 則

この条例^{じょうれい}は、令和8年^{れいわ ねん}4月^{がつ}1日^{にち}から施行^{しこう}する。